

～市立幼稚園・保育園の今後の方針について～

令和3年3月
福祉子ども部 幼児政策課

1 検討の経緯と協議体制

1 検討を行なうこととなった経緯

昨年3月に、市立保育園の民営化を一旦白紙に戻す中で、保育園や幼稚園などの就学前児童の施設全体について、公の役割や地域の特性、人口推計などを踏まえ今後のあるべき姿等を検討することといたしました。この検討にあたり、保育・幼児教育有識者からの意見を参考とするため会議を開催し、公立園のあり方、幼稚園の再編基準、及び大津市立認定こども園への移行について、協議を行いました。

2 検討協議体制

(1) 庁内ワーキングチームの設置

関係する所属の職員、幼稚園や保育園の園長で構成

第1回庁内協議（令和2年7月31日）

議事（1）現状と方向性について （2）幼稚園再編の停止期間について （3）今後の予定

第2回庁内協議（令和2年11月6日）

議事（1）公立園のあり方について（2）幼稚園の再編基準について（3）大津市立認定こども園への移行について（4）今後の予定

(2) 保育・幼児教育有識者の参画

大学教員2名、民間保育園関係者1名、私立幼稚園関係者1名の計4名

第1回参画会議（令和2年8月19日）

議事（1）検討協議体制と作業工程 （2）今後のあり方検討 ～方向性～

第2回参画会議（令和2年11月13日）

議事（1）公立園のあり方について（2）幼稚園の再編基準について（3）大津市立認定こども園への移行について（4）今後の予定

第3回参画会議（令和3年1月20日）

議事（1）公立園のあり方について（2）幼稚園の再編基準について（3）大津市立認定こども園への移行について（4）今後の予定

第4回参画会議（令和3年2月19日）

議事（1）市立幼稚園・保育園のあり方検討のまとめ （2）今後の予定

2 先行して協議した事項

幼稚園の園児募集における配慮や地域からの申し出を踏まえ、先行して協議し、下表のとおり対応することとしました。

(1)	伊香立幼稚園・真野北幼稚園と真野幼稚園の再編について	① <u>あり方を検討中であり、来年度入園の園児が卒園するまでは、原則、再編しない。</u>
(2)	再編基準上の幼稚園への配慮について	② <u>ただし、検討が完了し、再編の対象となった場合には、その時点から準備や調整に入る。</u>
(3)	個別での対応の検討が必要な園について	③ <u>和邇、比良、唐崎保育園の耐震診断結果を踏まえ、必要な園においては、当該あり方検討作業との整合性を図りながら、こども園への移行など、中長期的な対応の方向性を個別に決めていくこととする。</u> ④ なお、伊香立保育園は民間によるこども園への移行の検討が進められていたが、地域からの要望は取り下げとなった。

3 今後のあり方検討（検討事項）

【協議を行ない検討した事項】

次年度以降を見据え、次の3項目を中心に保育・幼児教育有識者からの意見を参考にして、検討を進めました。

(1)	公立園のあり方について	<u>公の施設</u> として、公立幼稚園、保育園の <u>あるべき姿</u> 、 <u>地域における役割</u> などを改めて確認し、検討作業を行った。
(2)	幼稚園の再編基準について	4歳児で1クラス20人以上が望ましいとしていたが、これは適正規模としての視点であり、直ちに再編基準として運用していることについて再検討を行なった。 また、市内の状況を見れば、 <u>大規模な開発</u> や <u>高層マンションの建設</u> で就学前児童数が大きく変動する学区があることがわかる。それらを踏まえ、3年だけの推移を見るのではなく、 <u>今後見込まれる開発状況</u> 等を考慮した、再編基準とすることを検討した。
(3)	大津市立認定こども園への移行について	他都市の中には、幼保一体化を推進する計画を立て、 <u>公立での認定こども園への移行</u> を進めているところもある。「やまのこひろば」や「みなみっこひろば」の状況も確認しながら、市立幼稚園・保育園からの移行による <u>市立認定こども園の設置</u> について検討を行なった。

3 今後のあり方検討 (検討の詳細1/4)

協議を行ない検討した事項	考え方・検討のポイント
<p>(1) 公立園のあり方について</p> <p>公の施設として、公立幼稚園、保育園のあり方、地域における役割などを改めて確認し、検討作業を行なった。</p>	<p>① 地域の子育て支援の拠点となる必要性</p> <p>公立園(幼・保)は地域における子育て支援の拠点の一つとして、他の子育て支援施設との連携や、小学校との連携の推進などにおいて調整役となるとともに、対応が難しい子ども等に対するセーフティネットの役割を果たしていく。</p> <p>また、地域とのつながりのある公立園をなくすことは、小学校区において多くの地域活動がなされている本市においては、地域の活力の減退につながりかねない。具体例は次のとおりであり、これらの衰退のリスクは回避しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) より良い地域環境を提供したいとの思いに基づく取り組みを通じた小学校区単位の地縁活動の交流が消える。(イ) 地域行事や祭りなどの地域文化の維持が困難になる。(ウ) コミュニティスクールに見るような「地域住民が参画する教育活動」が行いにくくなり、地域における「幼小」の教育の連続性が保ちにくくなる。(エ) 一旦、園がなくなると地域に若い活力が入って来なくなり、地域の衰退につながる。 <p>② 「あるべき保育の姿」についてのモデルを示す役割</p> <p>公立園(幼・保)に対する市民や民間園の信頼は大きく、行政が事務局として研修等をコーディネートしつつ、それぞれ複数の公立園の現場での経験を園長会等を通じて情報共有しながら、公立園には様々なノウハウ、知識や情報の蓄積がなされてきた。そして、その公立園のノウハウや考え方を、民間園に伝えることで、民間園の円滑な運営に寄与している。</p> <p>上記①と合わせ、地域の子育て支援の拠点として、先導的により良い保育・教育を実践し、今後も、地域と共に就学前児童とその保護者を支援していく必要がある。</p>

協議を行ない検討した事項	考え方・検討のポイント
(1) 公立園のあり方について	<p>③ 市内の園児数の見込みとそれに対する公立園にて必要な定員の確保 公立園(幼・保)として、民間園との位置関係も確認しながら、今後の児童数の推計や施設の老朽度を踏まえ、必要とされる人数の受入れに向けた人材の確保、施設の維持や改修を行なっていく必要がある。 その上で、次のような課題や懸念事項についても、併せて考えて検討を進める。</p> <p>【保育園】</p> <p>(ア) 保育士不足による園児の受入れ人数の減と保育の質の低下 →本市も委託事業として就職フェアなどを実施しているが、保育士不足は全国的な課題であり、今後も取り組みが必要である。</p> <p>(イ) 待機児童対策と将来見込まれる児童数の減少 →待機児童対策として、本市は民間園の設置を進めてきたが、大型マンションの建設や民間園の受入れ人数の見直しとの関係も踏まえ、臨機応変な公立園の対応の検討が必要である。</p> <p>【幼稚園】</p> <p>(ウ) 共働き世帯の増加に伴う保育園の利用による幼稚園の園児数の減少 →3年保育の実施や預かり保育の充実を進めてきたが、ニーズの変化に伴う対応が今後も必要である。</p> <p>【共通】</p> <p>(エ) 施設の老朽化に伴う改修費用の確保 →現在の耐震化対策を進めている保育園以外にも、日々の修繕に加え、施設の大規模な改修は計画的に行なっていく必要がある。</p> <p>(オ) 新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応 →各園の運営にあたり3密を避けることや衛生用品の確保の他、保育園は休園せず、幼稚園は休園期間中も預かり保育を実施した。</p>



協議を行ない検討した事項	考え方・検討のポイント
<p>(2) 幼稚園の再編基準について</p> <p>4歳児で1クラス20人以上が望ましいとしていたが、これは適正規模としての視点であり、直ちに再編基準として運用していることについて再検討を行なった。</p> <p>また、市内の状況を見れば、大規模な開発や高層マンションの建設で就学前児童数が大きく変動する学区があることがわかる。</p> <p>それらを踏まえ、3年だけの推移を見るのではなく、今後見込まれる開発状況等を考慮した、再編基準とすることを検討した。</p>	<p>① 「現行の再編基準」の見直しについて</p> <p>【3年保育の実施後、4歳児の園児数が3年連続して、適正規模である20人を下回った場合は、近隣の幼稚園との再編を行う】</p> <p>との画一的な基準となっており、「新たな再編基準」を検討する。</p> <p>⇒ 「新たな再編基準」に具体的な人数を入れることについて</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 20人は「適正規模」であり、それが即「再編規模」なのか。(イ) 国の基準では幼稚園の1学級の上限は35人。36人になれば2学級での運用となる。つまり1学級18人が認められている。 <p>⇒ 「新たな再編基準」の検討に当たり、判断に加味する項目例</p> <p><A 今後の園児数の増減の見込み></p> <ul style="list-style-type: none">(ウ) 地域の0～2歳児の人口と今後の園児数、就園率の推移(エ) 宅地開発の状況(見込)(オ) マンション建設の予定 <p><B 再編に伴うデメリット・負担増></p> <ul style="list-style-type: none">(カ) 施設の改修の要否やその時期(キ) 再編先の施設改修の要否(費用)(ク) 園児用バスでの送迎に要する時間 <p><C 他の施設を含めた有効活用></p> <ul style="list-style-type: none">(ケ) 民間園を含めた就学前児童施設の状況(コ) 複合施設の可能性(サ) 有効な跡地利用 <p><D 特色のある保育・教育 他></p> <ul style="list-style-type: none">(シ) 認定こども園への移行の可否(ス) 小学校との連携、地域の特色のある取り組み(セ) 隣接園の状況等により、再編時期を調整すべき事項(ソ) 特認園や幼小一貫校(園)などの地域との協働による検討



協議を行ない検討した事項	考え方・検討のポイント
<p>(3) 大津市立認定こども園への移行について</p> <p>他都市の中には、幼保一体化を推進する計画を立て、<u>公立での認定こども園への移行を進めているところもある。「やまのこひろば」や「みなみっこひろば」の状況も確認しながら、市立幼稚園・保育園からの移行による市立認定こども園の設置について検討を行なった。</u></p>	<p>① 認定こども園への移行する園の選定と進め方 園児数の減少や施設の老朽化への対応策として検討するとともに、現在、幼保一体で運営している園や隣接する園同士との認定こども園への移行を総論的に検討する。 (ア) 幼稚園と幼稚園の統合の場合、基本的には、<u>幼稚園型の認定こども園への移行に向けた取り組みを進める。ただし、単独園として残すことも選択肢に入れ、幼稚園における預かり保育のさらなる充実に向けた検討を行なう。</u> (原則：幼(1園)+幼(1園)=こども園(1園) 1園減園) (イ) <u>幼保連携型の認定こども園への移行に係る課題を整理しながら、一体的な整備による幼保の併設など、認定こども園の移行につながる事項についての検討も継続していく。</u> (原則：幼(1園)+保(1園)=こども園(1園) 1園減園)</p> <p>② 具体的な検討について 認定こども園に移行させる具体的な園については、別途、地域の状況を踏まえた導入の可能性を検討する。 (ア) 総論的な観点から認定こども園が必要な園を検討する。 (イ) 各論として具体的な園として検討する。 (ウ) 幼稚園教諭と保育士の身分のあり方について検討する。</p>



「大津市立幼稚園における3年保育実施の年次計画・大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画」の5ページ

V 市立幼稚園における3年保育と規模適正化に向けた方向性

1. 学びの連続性

「大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」を策定し、就学前教育・保育、子育て支援の充実に向けた取り組みを進めるなど、小学校との連携を充実し、学びの連続性を重視した幼児教育を進めます。

継続

2. 3年保育の導入

私立幼稚園や認定こども園の地域ごとの設置状況等も考慮しながら、市立幼稚園の規模適正化に先駆けて全園で3年保育を実施します。

完了

3. 市立幼稚園の規模適正化

幼児期の生活にふさわしい環境を保障するため、新たな再編基準を設け、その上で、市立幼稚園の適正な規模での運営を図ります。また、今後、園児数が増加することにより、大規模となった場合はその対応について検討します。

見直し

4. 預かり保育の充実

保護者のニーズや社会情勢等に対応するため、預かり時間や実施回数など幼稚園における預かり保育の充実を図ります。

継続

5. 認定こども園への移行の検討

園児数の少ない一部の地域については、園やそれぞれの地域の状況に応じて市立保育園との統合により認定こども園へ移行することなど、認定こども園の導入を行なうこととし、具体的な園における可能性の検討を進めていきます。

見直し

6. 地域との連携の強化

交流行事や園外保育で地域が園児たちの姿に触れることで活性化につながり、まちづくりのうえで地域との連携は非常に大切であることから、地域と幼稚園の連携強化を図ります。

継続

7. 選択肢の確保

公立・私立、幼稚園・保育園・認定こども園といった幅広い選択肢の中から、それぞれの家庭の事情や子どもにあった教育・保育施設を選択できるよう、民間の認定こども園、保育園、私立幼稚園との連携強化を図ります。

継続

8. 計画的な取り組みの推進

計画実現に向けて、年次的に取り組めます。

継続

3. 市立幼稚園の規模適正化 見直し

幼稚園の新たな再編基準について

市立幼稚園の望ましい幼児教育環境を保障するための、本市における市立幼稚園の再編基準は次のとおりとします。

旧

再編に先駆けて実施する3年保育の実施後、4歳児の園児数が3年連続して、適正規模である20人を下回った場合は、近隣の幼稚園との再編を行ないます。

見直し

新

4歳児の園児数の適正規模は20人であるが、1クラスの国の人数の基準を勘案し、3年連続して18人を下回った場合、かつ、現実的に園児数の増加が見込めない場合には、近隣の幼稚園等との再編を視野に入れて、検討を行ないます。

また、4歳児の園児数が10人を下回ることが、今後、見込まれる場合は、その時点から再編の検討を進めていきます。

なお、4歳児の園児数が3年連続して、5人を下回った場合は、幼保一体施設を除き、原則、近隣の幼稚園等との再編を行ないます。

5 計画における見直し事項 1 (幼稚園再編基準)

見直しの理由と視点

- ・令和2年度から全園で3年保育が実施されており、今後の推移を見定める時間が必要であること
- ・預かり保育の拡充等により、一定の保護者の就労が可能となっており、再編するとしても準備期間等を配慮すべきであること
- ・適正規模20人という数字のみでの画一的な再編に保護者・地域等から反対があること
- ・人数設定の理由は、遊びの集団が複数構成される方が望ましいと考えることによる。



【公立幼稚園のあり方基本方針(平成25年3月)10ページ】

実践研究や経験知などから、子ども達の間関係が多様になり、様々な感情体験や葛藤体験の機会が得られ、社会性や協同性の芽生えが培われるためには、遊びの最小単位が3つから5つ程度構成できることも必要であると考えました。(中略)

以上のことから、1学級の適正人数は、4歳児なら20人～25人、5歳児なら25人～30人程度であることが望ましいと考えます。



4歳児なら20人～25人：5人程度の遊びの集団を、3つから5つ程度置くことができる。

大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画【概要・実施園】

～ 子どもたちにとって望ましい幼児教育・保育の環境を整えます ～

見直し前

1. 規模適正化に向けた実施計画

(1) 計画の方向性

少子高齢化等の影響により、園によって集団規模が小さくなり、色々な友だちと想いを伝え合ったり、協同する経験が不足するという課題から、一定の集団形成を確保するため、市立幼稚園の規模適正化を図ります。

望ましい
適正規模

【1学級の園児数】 4歳児 20人以上
5歳児 25人以上
【各学年の学級数】 2学級以上

(2) 再編基準

幼児期の生活にふさわしい環境を保障するために、再編基準を下記のとおりとします。

3年保育の実施後、4歳児の園児数が3年連続して、適正規模である20人を下回った場合は、近隣の幼稚園との再編を行います。

※ ただし、地理的条件から、比叡平幼稚園、大石幼稚園は、当面、再編の対象外とします。

【通園方法】

再編にあたっては交通用具の使用など、地域の実情に応じた通園支援方法を検討します。

● 再編の実施園

藤尾幼稚園	平成29年5月末再編（先行実施）
日吉台幼稚園	平成31年3月末再編（先行実施）
仰木幼稚園	令和2年3月末再編
雄琴幼稚園	令和2年3月末再編

見直し後

1. 規模適正化に向けた実施計画

(1) 望ましい適正規模

少子高齢化等の影響により、園によって集団規模が小さくなり、色々な友だちと想いを伝え合ったり、協同する経験が不足するという課題から、一定の規模を確保する中での集団形成が望まれます。

望ましい
適正規模

【1学級の園児数】 4歳児 20人以上
5歳児 25人以上
【各学年の学級数】 2学級以上

(2) 再編基準

幼児期の生活にふさわしい環境を保障するため、**但し、適正規模20人での画一的な再編を改め**、再編基準を下記のとおりとします。

4歳児の園児数の適正規模は20人であるが、1クラスの国の人数の基準を勘案し、3年連続して18人を下回った場合、かつ、現実的に園児数の増加が見込めない場合には、近隣の幼稚園等との再編を視野に入れて、検討を行いません。

また、4歳児の園児数が10人を下回ることが、今後、見込まれる場合は、その時点から再編の検討を進めていきます。

なお、4歳児の園児数が3年連続して、5人を下回った場合は、幼保一体施設を除き、原則、近隣の幼稚園等との再編を行います。

【通園方法】

再編にあたっては交通用具の使用など、地域の実情に応じた通園支援方法を検討します。

5 計画における見直し事項 2 (認定こども園への移行)

「大津市立幼稚園における3年保育実施の年次計画・大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画」の5ページ

5. 認定こども園への移行の検討 見直し

旧

(市立幼稚園の) 園児数が少ない一部の地域については、園やそれぞれの地域の状況に応じた市立保育園との一体的な運営や民間も含めた幼保連携型認定こども園への移行など、地域の個性を活かした検討を進めます。

見直し

新

(市立幼稚園の) 園児数が少ない一部の地域については、園やそれぞれの地域の状況に応じて市立保育園との統合により認定こども園へ移行することなど、認定こども園の導入を行なうこととし、具体的な園における可能性の検討を進めていきます。